

インドネシア共和国産カットシート紙に係る 不当廉売関税の課税に関する調査の開始について

平成 24 年 8 月 6 日
経 済 産 業 省

1. 背景

経済産業省及び財務省は、本年 5 月 10 日、国内製紙会社 8 社（注 1）からインドネシア共和国産カットシート紙（注 2）に係る不当廉売関税の課税申請の提出を受けたところ。両省にて関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行う要件を満たしていると認められたことから、不当廉売関税の課税に関する両省合同の調査を開始した。

（注 1）日本製紙株式会社、日本大昭和板紙株式会社、王子製紙株式会社、王子特殊紙株式会社、大王製紙株式会社、北越紀州製紙株式会社、三菱製紙株式会社、丸住製紙株式会社（申請書掲載順）

（注 2）カットシート紙は、A4 サイズ等にカットされた非塗工の印刷・情報用紙であり、コピー用紙や上質紙などが含まれる。

2. 調査概要

調査は、原則として 1 年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、上記対象国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行う。これらの結果を踏まえ、WTO 協定に定められた国際ルール及び関税定率法に基づき、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を政府として判断する。